

各社会福祉施設等
施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第5報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び貴施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

県内では、7月以降昨日までに、77例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認され、接待を伴う飲食店におけるクラスター感染も2件確認されるなど、これまで以上に感染拡大への警戒が必要な状況となっていることから、令和2年8月7日から同月31日までの間における感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願いを、別添2のとおり行いました。

特に、高齢者の利用する福祉施設においては、『2 事業者の皆様へのお願い』における別紙の適切な感染防止策の具体的内容により、引き続き、対策の徹底をお願いします。

また、障害福祉施設、保護施設及び無料低額宿泊所においても、高齢者福祉施設に求める感染防止策を参考に、対策を継続いただくようお願いします。

なお、全国的に飲食店等での感染拡大事例が続いていることから、飲み会をする際にはなるべく少人数にすることや、複数人でのカラオケの利用を控えることなどについてお願いをしております。つきましては、従事者や利用者及びその家族等への周知に御協力いただくようお願いします。

○感染防止策(主なもの)

<引き続きお願いする事項>

- ・ 来訪者へのマスク着用の周知及び従事者、利用者のマスク着用
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設内の換気(概ね30分ごと窓の開閉など)
- ・ 利用者の健康管理(有症状者の利用の制限など)
- ・ 従事者の健康管理(有症状者の自宅待機など)
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者(他の利用者や従事者)をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

【添付書類】

別添1: 県民の皆様へのメッセージ

別添2: 岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願い

別添3: 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方

岡山県保健福祉部

保健福祉課指導監査室

TEL:086-226-7917 FAX:086-226-7919

障害福祉課障害福祉サービス班

TEL:086-226-7345 FAX:086-224-6520

長寿社会課介護保険推進班

TEL:086-226-7324 FAX:086-224-2215